

一緒に学びたい!とやって来た、神奈川県にすむかわうその「カナウン」。
深く考えずに行動するため、たびたび痛い目に遭う。「うっそーん」が口癖の頼りないヤツだが、なぜか常にポジティブ♡

JUMP UP

～ 消費者力を身につけよう!～

私たちは日々、当たり前のように「お金」を払い、「モノ」や「サービス」を買って生活しています。しかし、そうした消費活動の中でトラブルに巻き込まれたり、知らず知らずのうちに環境に悪い影響を与えてしまったり…ということも。

自分にとっても、社会にとっても、よりよい未来を築くことができるよう“かしこい消費者”とは何か、一緒に考えてみましょう。

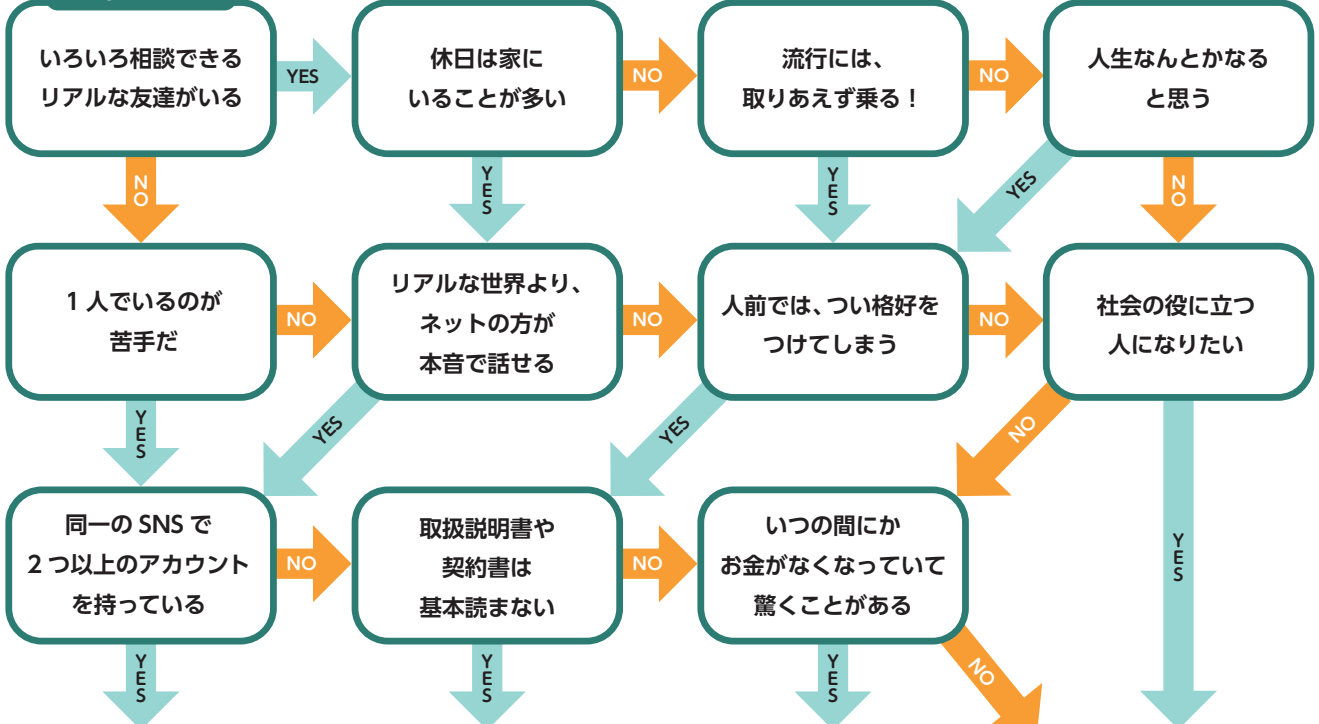


カナウン

ワーク

自分の「消費者」としての弱点はどこだろう? はい YES → いいえ NO

START



A ネットが落とし穴!?
もはやSNSが生活の一部というアナタ。SNSで思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があるので要注意。
▶▶▶ 特に注目 P2～3

B 契約は慎重に
普通に生活しているつもりでも、ふとした心の隙間を狙われることも。契約する時は、慎重に!
▶▶▶ 特に注目 P4～9

C 生活設計はしっかりと
時々、お金の扱いが雑になる傾向が。常にお金の出入りをチェックする習慣をつけよう。
▶▶▶ 特に注目 P10～13

D 目指せ消費者市民!
慎重派なアナタ。油断せず、さらに「消費者市民」の自覚を持つことで、立派な大人になれることでしょう。
▶▶▶ 特に注目 P14～15

自分の弱点の「特に注目」ページは、心して取り組もう!▶▶▶

年 組 番 氏 名



インターネットは、不特定多数の人が利用するものです。投稿した文章や画像、動画は、①世界中の人に
見られていること ②一度流出した情報は削除が難しいこと ③他人の悪口、うそ、悪ふざけや問題発言が「炎上」
し「拡散」すると「加害者」とされる場合があること…などを理解して利用する必要があります。名前を隠してい
ても「加害者」は必ず特定されますから、注意しましょう。

1 投稿する前に「個人情報」がないかチェックしましょう

- ①「個人情報」とは氏名、住所、電話番号、メールアドレス、顔写真など、個人を特定できる情報のことです。
- ②名前を出していなくても、複数の投稿や他のSNSの情報を結びつけて、個人が特定されることもあります。流出した個人情報が原因で、自宅や学校を特定され、犯罪に巻き込まれる事例が発生しています。
- ③携帯電話・スマートフォンのGPS機能をオフにしておかないと、写真に位置情報が記録され、自宅や居場所が特定されることがあります。

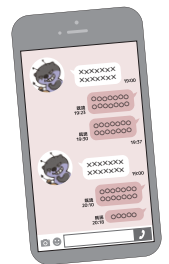
2 「人が嫌がる書き込み」に気を付けましょう

- ①自分だけでなく家族、友達などの個人情報も書き込まないように注意しましょう。
- ②「人が嫌がる書き込み」は、人それぞれ感じ方が異なることを理解しましょう。



周りの人と下記の a～d の中で、自分がされたら嫌なこと はどれか話し合ってみよう。

- a. 自分の顔が写り込んでいる画像を勝手に投稿された
- b. 自分と一緒に遊んだということを、知らないうちに投稿された
- c. 自分の大切な友達の悪口で盛り上がっていた
- d. 既読無視された



- ③ストーリーズなど時間限定で公開される写真や動画も保存されてしまう可能性があるため、注意が必要です。

3 著作権を尊重しましょう

- ①音楽や映画、文章、写真などの著作物を考えて作った人に発生する権利のことを「著作権」と言います。
- ②他人が創作したものを無断で使用したり、コピーして交換したりすると著作権法違反に問われることがあります。
- ③携帯・スマートフォンで漫画を読んだり、音楽がダウンロードできたりするサイトの中には違法サイトがたくさんあるといわれています。違法サイトを利用してはいけません。違法サイトと知って利用していると、違法行為となって処罰される場合もあります。

ちょっと待って! その「優しい人」は「なりすまし」かも!?

- ネットのやりとりだけのつながりでは、相手がどんな人か分かりません。中には悪意を持った人もいます。
- 子どもになりすました大人による犯罪事例も発生しています。ネットの世界で知り合った人とは絶対に会ってはいけません。
- 相談したいことがある時は、相談機関に話してみよう。優しく話を聞いてくれるよ。

24時間子どもSOSダイヤル(県立総合教育センター) TEL 0120-0-78310
365日・24時間対応



JUMP2. 契約ってなに? ワーク



ワーク1

契約とは、**法的責任を伴う約束**のことを言います。「契約」についてどのくらい理解しているか、次のクイズに挑戦し、正しいと思う□に✓をしよう。

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|
| | YES | NO |
| ① 電話で宅配ピザを注文した。まだ届いていないが、契約は成立している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② A書店でアイドルの写真集を買おうとしたら売り切れていたの、予約をして帰宅したら…。なんと家族がB書店で買ってきてくれていた！A書店の予約は取り消せる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 高校生のCさん(17歳)は、保護者に相談しないまま、モデル養成レッスンを受けるために10万円を支払うという契約をしてしまった。この契約は取り消せる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 高校生のDさん(17歳)は、2,000円のゲームをお小遣いで購入したが、保護者に怒られたので返品しようと思う。このゲームは、返品できる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ インターネットで買ったヘッドホンが届いたけれど、色が気に入らなかった。クーリング・オフ*で契約を解除できる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※「クーリング・オフ」…一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり契約を解除したりできる特別な制度のこと。

ワーク2

クーリング・オフを希望するカナウソのために、はがきを書いてあげよう。

SNSのアンケートに答えたお礼に、プレゼントをくれるというので、喫茶店に行くことになったんだ…。

その場の雰囲気です…3万円の“頭がよくなるサプリ”を契約したけど、やっぱり勉強しなくちゃダメだって気が付いたんだ。だから解約したい！



領収書		20XX年4月1日
神奈 カナウソ 様	金 30,000 円	(内税額10% 2,727円)
	頭がよくなるサプリ代として	
	〒123-4567 神奈川県横浜市いちょう区かもめ町1-2-3	
	サプリあやしや	
	担当 わに山 太郎	
	TEL045-123-4567	

氏名 神奈 カナウソ
住所 〒333-2222 神奈川県藤沢市やまゆり町4-5-6
記入日 20XX年4月7日

▼はがきの場合(裏面)

※送る前に表面、裏面ともにコピーしておこう

契約解除通知書	
契約日	20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
商品名	<input type="text"/>
商品価格	<input type="text"/>
販売会社	<input type="text"/>
担当者氏名	<input type="text"/>
上記日付の契約を解除します。	
つきましては、支払済みの <input type="text"/> 万円は、直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。	
20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (通知を出す日)	
住所	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>

代金が未払いの場合や商品を受け取っていない場合は、記入しません。

▼メールの場合

※送信したメールや画面のスクリーンショットを保存しておこう

宛先: XXXXX@XXXXX.CO.JP
件名: クーリング・オフ
〇〇株式会社 御中
契約解除通知書
契約日 : 2000年00月00日
商品名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商品価格 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
販売会社 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当者氏名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
上記日付の契約を解除します。
つきましては、支払い済みの〇〇万円は、直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。
2000年00月00日(送信日)
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇
氏名 〇〇〇〇

ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォームなどからもクーリング・オフを行うことができます



1 契約とは…

- ① 契約とは法的拘束力を持つ約束のこと。お店で「これをください」と申し込みをし、店員が「はい、〇円です」と承諾すれば、お互いの意思が一致(合意)したとされ、契約が成立します。
- ② □約束や電話、インターネットを利用した場合も契約は成立します。
- ③ 契約が成立すると、自分にも相手にも、その契約を守る「義務」が生じます。契約するか迷った場合は、その場で決断しないようにしましょう。

2 契約をやめることができるのは…

以下の①~③のときは、契約をやめることができます。

- ① 契約した両者が話し合って、合意できた場合
- ② 未成年者などの場合

高校生でも18歳になったら、未成年者みたいな契約の取り消しはできないんだ…



未成年者(18歳未満)が契約をするときは、両親など法定代理人の同意が必要です。法定代理人の同意がない契約は、法定代理人や未成年者本人が取り消すことができます。

<未成年者契約の取消し(民法による取消し)>

注意 以下の㉑㉒などの場合、未成年者でも「契約」の取り消しができません

- ㉑ お小遣いの範囲内の契約の場合
- ㉒ 自分が成人だと積極的に偽ったり、契約書の法定代理人の承認欄に、無断で親の名前を記入するなどのうそをついた場合

- ③ 訪問販売、電話勧誘販売などの場合は「クーリング・オフ」が可能

「クーリング・オフ」とは、一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり契約を解除したりできる特別な制度のこと。

以下の場合などに適用されます。

- 自宅、喫茶店、1日だけの展示場など、営業所以外の場所で契約した
- 営業所以外の場所で勧誘され、営業所に連れて行かれた(キャッチセールス)
- 販売が目的だと告げられず電話やSNSなどで営業所に呼び出された(アポイントメントセールス)

*上記のケースでも、3,000円未満の現金払い(支払いと商品引渡しなどが同時にされる場合)など、クーリング・オフができないこともあります。消費生活センター(裏表紙参照)に相談を。

注意 以下の㉓㉔などの場合、「クーリング・オフ」はできません

- ㉓ 自分からお店に出かけて買った場合
- ㉔ インターネットショッピングの場合(※ P7 参照) など

「クーリング・オフ」の手順

- 1. 契約書面を受け取った日を含め8日以内(マルチ商法や内職・モニター商法の場合は20日以内)にはがきなどの書面、電子メールやウェブサイト上の専用フォームなどで通知します。
- 2. はがきを書いたら表裏両面をコピーし、証拠として保存します。(電子メールの場合も、送信したメールや画面のスクリーンショットを保存しておきます。)
- 3. はがきはポストに投函しないで郵便局から記録が残る特定記録郵便※1や簡易書留郵便※2で送り、発信した日を証明できるようにします。(郵便局で渡される受領証は、はがきのコピーとともに保存します。)

※1 特定記録郵便とは、郵便物などの引き受けを記録するサービスです。

※2 簡易書留郵便とは、郵便物などの引き受けと配達を記録するサービスです。

JUMP3. ネットショッピングをする前に **ワーク**



ワーク 1

インターネットのショッピングサイトを見て、ネットショッピングをする前に確認しておきたいお店の情報について調べ、①～⑤に記入しよう。

お店の情報を調べたら次ページのチェックリスト①～⑥もきちんと確認して購入しよう！なの～

① 調べたショップ名と URL

ショップ名…

URL…

② ショップの住所・電話番号

住 所…

電話番号…

③ キャンセルの可否、方法

キャンセル… できる ・ できない

方法…

④ 返品・交換の可否、方法、条件

返品・交換… 購入者都合の場合 → できる ・ できない トラブルや不具合による場合 → できる ・ できない

方法…

返品・交換ができる場合の条件、またはできない場合の条件を読み、気に入ったものを一つ書こう

… できる ・ できない 場合の条件

⑤ 送料、手数料など価格以外に必要な費用

ワーク 2

ネットショッピングの際に、気を付けたいと思ったことを記入しよう。





1 ネットショッピングを楽しむために…

●プライバシーマーク



●ジャドママーク



- ① **所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報を確認しましょう**

あやしい事業者でないかを見極めることが大切です。ネットショップのホームページに掲載されているマーク(上図参照)なども信頼性の目安になります。

注意 次のようなサイトには要注意!

- ① 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合
- ② 支払方法が銀行振込しか用意されていない場合や、個人名口座の場合
- ③ 字体に旧字体が混じっている場合、機械翻訳したような不自然な日本語表現がある場合

- ② **返品・交換の条件、利用規約も事前に確認を**

契約内容はもちろんのこと、サイズ違いなど購入後にトラブルに遭うこともあるため、返品・交換の方法なども、あらかじめ確認しておきましょう。

注意

- ① ネットショッピングは「クーリング・オフ」(P5 参照)の対象外です。右のチェックリスト①～⑥をよく確認してから、購入のクリックを押しましょう。
- ② ネットショッピングの返品は、事業者が決めた返品特約に従います。特約がない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内なら、消費者の送料負担で返品できます。
- ③ 事業者が最終確認画面で右のチェックリスト①～⑥を確認しやすいように表示しなかった場合、契約の取り消しができることも。消費生活センター(最終ページ参照)に相談しましょう。

- ③ **送料や手数料など、商品の価格以外にかかる費用に気を付けましょう**

チェックリスト

「最終確認画面」で確認しよう!

- ① **商品の分量(数量)**
…定期購入の場合は各回の数量等も
- ② **支払い総額**
…定期購入の場合は2回目以降の代金
- ③ **支払の時期・方法**
…定期購入の場合は各回の請求時期
- ④ **引渡・提供時期**
…定期購入の場合は次回分の発送時期等
- ⑤ **返品や解約の方法、条件など**
- ⑥ **申込期間**
…期間限定販売の場合、その申込期限

2 フリマサービスの取引は慎重に

フリマサービスは、自分の持ち物を気軽に出品・購入できますが、個人対個人の取引になるため、さまざまなトラブルを招くことがあります。利用については、家族などで利用方法を十分に話し合いましょう。

注意 利用したい場合は、以下の事項を守りましょう!

- ① フリマサービス運営者が定めた利用規約を守り、独自ルールで取引しない。直接取引も行わない。
- ② 相手への連絡は、迅速に、また丁寧にする。
- ③ 出品する際には、商品情報は正確に記載し、不利なことも隠さない。
- ④ 商品を発送する際には、写真を撮っておき、配達記録を追跡できる発送方法(宅配便など)にする。
- ⑤ 購入する際には、商品説明をきちんと確認し、気になるところは質問する。
- ⑥ 報復的な評価をしない。
- ⑦ 何か疑問を感じたときは、運営事業者のヘルプページを確認したり、運営側へ問い合わせる。

神奈川県で本当にあった怖い話

高校生(17歳) フリマアプリのトラブル

フリマアプリを利用してラジコンやエアガンに使うバッテリーと充電器を出品した。これらの商品は1年前に購入して3、4回使用したものである。出品時に商品の状態を記載したが購入者から「写真とは状態が違う」という理由で返品したいと言われた。フリマアプリの運営者に返品についてメールで相談したが「混雑しているので少々お待ちください」と返信が届き、対応を待っている間に購入者から返品のため着払いで送ったというメールが来た。



JUMP4. 消費者トラブルを避けるには ワーク



ワーク 1

友達から次のような言葉で勧誘を受けました。キーワードをもとに右ページを参考にして想定されるトラブルを考え、返信を書こう。

キーワード① マルチ商法



投資の勉強をしない？教材が入ったUSBは高いけど、友達を会員に勧誘すれば、元がとれるから、大丈夫！

既読 20:56



友達をたくさん誘えば、それだけでお金も稼げるし、ビジネスになるよ！

既読 20:57

キーワード② 定期購入トラブル



めっちゃ痩せる健康食品見つけた！今なら1万円のものが、お試して500円で買えるんだって。

既読 19:16



安くない？一緒に買っておこうか？

既読 19:17

キーワード③ デート商法



ネットのやりとりだけじゃなくて、リアルに会いたい♡

既読 21:23



今度ジュエリー販売会へ一緒に行かない？知り合いがやっているんだ。素敵らしいよ♡

既読 21:24

キーワード④ スカウト商法



この前、一緒にオーディションに応募したじゃん。あの事務所の人が、まづ2人ともスクール通いなさいって。

既読 17:33



取りあえず事務所に遊びに行こう！

既読 17:34

ワーク 2

最近のトラブル事例を調べ、どのようなことに気をつけたらよいか、わかったことを書いてみよう。

調べてみよう！

神奈川県 消費生活のトラブルに気をつけて！

検索



こんな手口があるのか！



わかったこと



保護者の承諾を得ず、自分で契約が行えるようになったばかりの新成人は、特に「悪質商法」などの被害に遭うケースが多くなっています。「悪質商法」の手法は日々変化し、巧妙になってきているため、日頃から消費者トラブルについての情報を収集し、心の準備をしておくようにしましょう。



1 マルチ商法とは…

- ① マルチ商法(連鎖販売取引)は、友達や先輩・後輩、サークルやパーティーといった集まりなどで「会員になり、友達を勧誘すればお金になる」などと誘い、連鎖的に販売組織を拡大し、販売を促進していく商法です。
- ② 必ずもうかるという保証はなく、自分が購入した代金の返済が困難になることもあります。
- ③ 借金が残るなどして自分が「被害者」になるだけでなく、自ら勧誘や販売をすることで「加害者」になり、被害を拡大させたり、友達などの信用を失ったりすることもあります。

誘われたら

- 簡単にもうかる話はありません。きっぱり「いらない」「入らない」「興味が無い」と断りましょう。
- ➔ 勧誘の際に、相手が事実と異なることを言った、重要なことを言わなかった…といった場合は、クーリング・オフ期間(20日間)を過ぎてても一定期間、契約の取り消しが可能です。諦めずに消費生活センター(☎188番)などに相談しましょう。

2 定期購入トラブルとは…

- 定期購入トラブルは、ホームページやSNSなどで広告を見て、商品を通常価格より安く購入できたと思ったら、実際はその後一定期間購入することになる定期購入の契約だったというものです。

契約する前に

- 低価格を強調する広告は、定期購入が条件になっていないか、よく確認しましょう。
- 定期購入の場合、継続回数や期間、継続して支払えるのか、総額なども確認しましょう。
- 解約の手段や返品の条件、利用規約などをよく確認。「最終確認画面」はスクリーンショットをとり、保存しましょう。契約を取り消す際の証拠になります。

動画で
学ぼう!



アニメでトラブルが分かる!!



(「動画で見る 消費者教育」神奈川県より)

3 デート商法とは…

- デート商法は、異性に対してSNSなどを通じてデートなどに誘い、仲良くなったところで、営業所で高額な商品やサービスを契約させるというものです。

契約する前に

- 相手の関心をお金で買おうとせず、不要なものはきっぱりと断りましょう。
- ➔ 恋愛感情を悪用した「デート商法」は、消費者契約法により不当な勧誘とされると契約を取り消すことができます。困った時は、消費生活センター(☎188番)などに相談しましょう。

4 スカウト商法とは…

- スカウト商法は、スカウトと称して声をかけた人やオーディションに応募した人などに、写真代やレッスン料、CD代の自己負担など予想外の費用を請求するというものです。

契約する前に

- 仕事内容や費用などをよく確認し、その場での契約は避け、保護者などに相談しましょう。
- ➔ 商品などの契約を勧める目的を告げずに営業所へ誘い出す「アポイントメント商法」などで、特定商取引法の訪問販売に該当する場合、クーリング・オフができます。



JUMP5. いろいろな支払い方法を知ろう ワーク

ワーク 1

カナウソの姉は社会人1年目で、毎月の「自由に使えるお金」はおおよそ2万円です。寒くなってきたので、バーゲンで見つけた3万円(税込み)のコートを買うことにしました。貯金はありません。あなただったら、どのような支払い方法を勧めますか？①～⑤の中から選び、理由を書こう。

方法	お金の準備と購入時期	総支払額
① 現金で購入	・3万円ためてから購入	3万円
② ICカード型電子マネーで購入	・3万円ためてから、電子マネーにチャージ(入金)して購入	3万円 150円分ポイント還元 ^{かんげん} *
③ デビットカードで購入	・3万円を引き落とし口座に用意してから、購入	3万円 150円分ポイント還元*
④ クレジットカード(1回払い)で購入	・すぐに購入 ・1カ月半後の引き落としに備え、3万円を用意するようにする	3万円 300円分ポイント還元*
⑤ クレジットカード(10回払い)で購入	・すぐに購入 ・翌月から毎月約3,200円の返済をする	3万2,029円 300円分ポイント還元*

※ポイント還元…商品を購入すると、その金額などに応じたポイントが返ってくる(還元される)サービスのこと。ポイントは、後日、商品の代金支払いなどに使用できる。カードによってポイントの還元率は異なる。表の数字は参考値。

方法	理由
<input type="text"/>	<input type="text"/>

ワーク 2

自分が決めた<ワーク1>の方法、理由について、周りの人と話し合ってみよう。また、それぞれの方法の長所と短所を考えてみよう。

方法	長所	短所
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>





近頃は、「現金」で支払うことのほかに、さまざまなカードやスマートフォンなどでも決済できるようになってきています。こうしたキャッシュレス決済は便利ですが、お金を「借りる」ことになる場合もあるので、お金の支払時期や注意点などをよく理解して使用することが大切です。

■各決済方法の主な支払い方法と注意点

2022年3月現在の情報をもとに作成

	プリペイド(前払い) <small>まえばら</small>	リアルタイムペイ(即時払い) <small>そくじばら</small>	ポストペイ(後払い) <small>あとばら</small>	
主なサービス例	①磁気型プリペイドカード ②ICカード型電子マネー ③サーバ型電子マネー ④コード決済 	⑤デビットカード(銀行系、国際ブランド系) ④一部コード決済 	⑥クレジットカード *原則として、18歳未満は作ることができない 	⑦キャリア決済 ⑧立替払い型の後払い決済サービス(以下立替払い型) 
支払い方法	<input type="checkbox"/> 事前にチャージした残高から支払い 	<input type="checkbox"/> リアルタイムに銀行口座から引き落とし 	<input type="checkbox"/> 決められた日に銀行口座から引き落とし 	⑦キャリア決済 <input type="checkbox"/> 携帯電話料金と一緒に携帯電話会社に支払う ⑧立替払い型 <input type="checkbox"/> コンビニなどから後日支払う
主な注意点	<input type="checkbox"/> 使い過ぎないように残金の確認をする <input type="checkbox"/> (③の場合)プリペイドカード番号を人に伝えたり、誰かに指示された番号にチャージしない <input type="checkbox"/> クレジットカードからチャージすると、実質的に後払いになる。オートチャージ ^{※1} の場合には、使いすぎに注意 	<input type="checkbox"/> 引き落とし口座の残高以上は利用できないので、口座も残高を把握しておく <input type="checkbox"/> 一括払いしかできない 	(一括払い) <input type="checkbox"/> 約1か月後の引き落とし日までに、口座にお金を用意しておく (分割払い) <input type="checkbox"/> 買い物が重なると月々の返済額が高額になる (リボ払い ^{※2}) <input type="checkbox"/> 残高が把握しにくく、買物をしすぎる可能性がある (分割払い・リボ払い) <input type="checkbox"/> 手数料がかかる <input type="checkbox"/> お金を払うまでは借金であるため、使いすぎには十分注意する 	⑦キャリア決済 <input type="checkbox"/> 支えられない場合、携帯電話(スマホ)の利用停止などのペナルティがある  ⑧立替払い型 <input type="checkbox"/> 長くても2か月以内に支払う必要がある <input type="checkbox"/> 手数料がかかる場合がある

経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」(2018年4月)の区分を参考に作成

※1 残高が一定額を下回ると、自動的にクレジットカードからチャージされる仕組み

※2 リボ専用カード、あらかじめリボ払い設定になっているカードもあるので要注意

■「後払い」は、使いすぎに気を付けよう!

- ②③の電子マネー、④コード決済は、クレジットカードと連携することで実質的に「後払い」になります。
- クレジットカードがなくても「後払い」できるさまざまなサービスが登場しています。事前に手数料を確認し、必ず支払期限を守るようにします。また使いすぎには十分注意しましょう。
- 「後払い」は、支払い期限を過ぎても返済されない場合、利用停止や遅延損害金を請求されることも。また信用情報に記録され、今後クレジットカードが作れない、住宅ローンが組めない…といった事態が起こることがあります。



スマートフォンを決済に利用する場合の注意点

- 決済アプリに紐づけ、連携させることで、スマートフォンで②～⑦といったさまざまな決済を利用できるようになってきました。利用する際には、以下の点にも注意するようにしましょう。
- 決済アプリやスマートフォンに、パスワードや生体認証の設定をするなどセキュリティ対策をしておく
- 決済アプリの通知や履歴から支払い明細を確認し、間違いがあった場合などには、対応窓口(サービス事業者など)を確認をする
- スマートフォンをなくした場合は、スマートフォンやセキュリティソフトの遠隔ロック機能を起動し、携帯キャリアや警察に紛失の連絡をする。不正利用されないよう、決済アプリの事業者にも、アカウント停止などの連絡をする

JUMP6. 生活を設計しよう ワーク



ワーク

あなたは社会人1年目、お給料は手取り16万円の会社員です。

手順1 下記□内の**a**～**d**について、自分が望む生活の□に☑をしよう。

手順2 **手順1**が選択できたら、**a**～**d**の該当する選択肢の金額と**e**～**g**の金額を□に記入しよう(P14下を参照)。

- a 食費** □①食事は外食やコンビニエンスストアで済ませる。
 □②昼食は外食で、朝夕は自炊する。
 □③基本は自炊。昼食もお弁当を持参する。

選んだ番号の金額

a □ 円

- b 住居費** □①交通の便、セキュリティ、広さなどの条件にこだわる。
 □②妥協できる条件は妥協する。
 □③自宅に住み続ける予定。

選んだ番号の金額

b □ 円

- c 娯楽・交際費** □①はずせない趣味などがある。
 □②友達との付き合いもほどほどにしながら、節約に努めたい。
 □③娯楽より節約したい。

選んだ番号の金額

c □ 円

- d 貯蓄** □①なるべく多くの額を貯蓄にまわし、年間50万円以上はためたい。
 □②ある程度の貯蓄はしておきたい。
 □③今はあまり貯蓄せずに生活を楽しむ。

選んだ番号の金額

d □ 円

e 光熱・水道費

e □ 円

f 交通・通信費

f □ 円

g その他の生活費 (被服費・医療費など)

g □ 円

||

a～**g**
合計 □ 円



1カ月16万円以内で生活が
できた ・ できなかった

手順3 **a**～**g**の合計額を計算しよう。1カ月16万円以内で生活できたかどうか確認しよう。

手順4 16万円以内で生活できなかった場合は、もう一度、選び直してみよう。

手順5 自分の選択について、どのような理由で選んだのか、またどのようなことが分かったかなど、周りの人と話し合ってみよう。



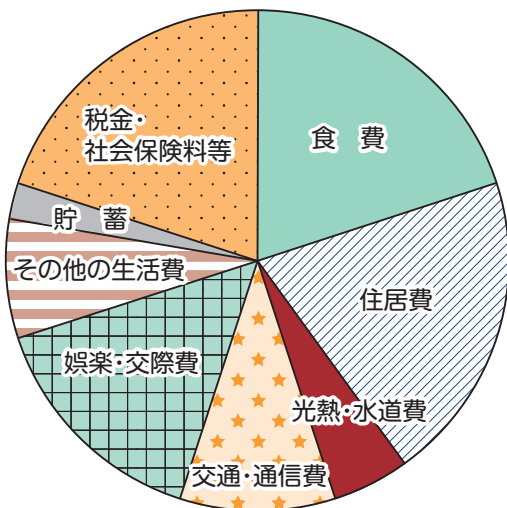


生活を設計するために…

- ① 給与からは税金や社会保険料などが引かれるため、実際に手にすることができる「手取り額」の中で生活できるように考えていきます。
- ② 生活していくためには、食費や住居費といった費用が必要なほか、まとまったお金が必要になる場合に備えて、貯金や保険といった貯蓄も考える必要があります。
- ③ 上手にやりくりするためには、自分は何にお金をかけ、何を節約するのかを考え、あらかじめお金を計画的に割り振って「予算」を立てておくとういでしょう。

発展 1

生活にはどのような費用がかかるのか考えてみましょう。



発展 2

生活費のおおよその目安をみて、生活をイメージしてみましょう。

	月の給与が 20万円の場合※1	月の給与が 16万円の場合※2
税金・社会保険料等	4万円	3万円
手取り収入 (給与－税金・社会保険料等)	16万円	13万円
食費	4万円	3万円
住居費	5万円	3万円
光熱・水道費	1万円	1万円
交通・通信費	2万円	2万円
娯楽・交際費	2万2,000円	2万2,000円
その他の生活費	1万3,000円	1万3,000円
貯蓄	5,000円	5,000円

※1 (参考) 大卒の場合の初任給のおおよその平均値 22万5,400円(男女計、通勤手当含む)
 ※2 (参考) 高卒の場合の初任給のおおよその平均値 17万9,700円(男女計、通勤手当含む)

厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」
 総務省「家計調査」2021年(単身世帯・勤労者世帯・年齢階級別)を参考に作成

借金が返せず、どんどん借金を重ねる…多重債務に要注意!

- 一つ一つの利用額が少額でも、さまざまなく後払いの決済サービスを利用することで、返済が難しくなることがあります。
- 複数の貸金業者から借金をし、返済が困難になる状態を「多重債務」といいます。
- お金が足りないからと借金をすると、手数料や金利を合わせて返済する必要があるため、実際に使った金額より多くお金が必要になり、もっとお金が足りなくなる…という悪循環に陥りがちです。
- 多重債務を避けるためには、①収入の範囲内で生活するようにすること ②安易にクレジットカードなど後払いを使わないこと ③借金をするときには総返済額や返済計画を見て本当に返せるのかよく考えることが大切です。
- 万が一、多重債務に陥ったら、消費生活センター(☎188番)に相談するようにしましょう。

発展 3

返済が必要な奨学金も借金です。教育資金の返済をシミュレーションしてみましょう。

①奨学金貸与・返還シミュレーション
 (独立行政法人 日本学生支援機構)
 (注) 借り手(返済する人)は学生本人



②国の教育ローン 返済シミュレーション
 (日本政策金融公庫)
 (注) 借り手(返済する人)は保護者





ワーク

カナウソの家族が経営しているバーガーショップが、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成を考慮したハンバーガーセットのアイデアを募集しています。今売られているハンバーガーセットの絵と宣伝チラシを見て、「商品開発のためのキーワード」をヒントに商品の企画を考え、提案してみよう。



おいしいバーガーセット

- ・100%外国産牛肉使用!
- ・本場アメリカからチーズを直輸入!

とろけるチーズとパンの絶妙なコンビネーションをお楽しみください

500円
(税込)

今ならポテトM→Lサイズでも **無料**

商品開発のためのキーワード

フード・マイレージ

食品ロス

海洋プラスチックごみ

自分の企画

ハンバーガーセットの名前

宣伝チラシを書こう➡

こだわったところと、関連するSDGsの目標(右ページ参照)の番号を書こう。

	こだわったところ	関連するSDGsの目標
食材		
包装		
その他		



一人ひとりの行動で、よりよい未来の社会を創ろう

- ①今の消費生活を維持するには、地球1.75個分の自然資源が必要^{*1}といわれています。私たち一人ひとりが、消費者の影響力を自覚し、公正で持続可能な社会になるよう「消費者市民」として、環境や社会に配慮した行動をとることが大切です。
- ②オーガニックやフェアトレードなど環境や人権などに配慮して生産された商品を購入する「エシカル消費」や、使い終わった製品を適正に廃棄することなど、私たちにできることを考え、行動して行きましょう。
- ③「持続可能な開発目標(SDGs)」は、持続可能なよりよい世界を目指す国際目標です。下の図を見て、自分ができると思うものの□に✓を入れてみましょう。またほかにも自分ができると思うことを考えてみましょう。

※1 人間が生活や経済活動を通して消費し、廃棄する量を測る「エコロジカル・フットプリント」の指標による(WWF「生きている地球レポート2022」より)

現状の問題点や解決への取り組みを知って、これからの行動を考えよう

- ①「**フード・マイレージ**」は、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標です。遠くから食料を運ぶと、輸送のためにCO₂を多く排出することになります。
➡地域内で生産された食料を消費する「地産地消」は、地球環境への負荷を減らすことができます。
- ②「**食品ロス**」は、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。「食品ロス」を減らすことは、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制につながります。
➡食べきれぬ分量を注文して食べ残しを出さない、賞味期限の近い商品を買うといったことで、「食品ロス」を減らすことができます。
- ③「**海洋プラスチックごみ**」は、海に流れ着いたプラスチックごみのことをいいます。このままのペースで「海洋プラスチックごみ」が増加すると、2050年には海にいる魚の全重量よりプラスチックごみの方が重くなると言われています^{*2}。
➡街角でポイ捨てをしない、使用するプラスチックの量を減らしていくことなどが「海洋プラスチックごみ」を減らすことにつながります。

※2 世界経済フォーラムの報告書「The New Plastics Economy: Rethinking the future of plastics (WORLD ECONOMIC FORUM.2016)」より

持続可能な開発目標 (SDGs) と神奈川県が考えた「私たちにできること」(抜粋)

「もったいない」を意識し、食べ残しを減らそう!

読書の習慣を身につけよう!

蛇口はこまめに閉めよう!



買い物にはエコバックを持参しよう!

公共交通機関を利用しよう!

地域の活動に参加しよう!

使い捨てより長く使えるものを選ぼう!

開発のためのキーワード参考HP

フード・マイレージ (NHK for School)

食品ロス 食品ロスについて知る・学ぶ (消費者庁)

海洋プラスチックごみ 海洋プラスチックごみ (外務省)

海洋プラスチック問題について (WWF ジャパン)

かながわのSDGs (持続可能な開発目標)への取り組み (神奈川県)

学習を終えて…

● 大人からのメッセージ

高校生のきみへ

西村 隆男 (横浜国立大学 名誉教授)

民法が改正され、2022年4月から、成人年齢はこれまでの20歳から18歳へと引き下がりました。18歳になると未成年者ではなくなります。未成年者にだけ認められた契約に関する未成年者取消権は行使できません。選挙権が与えられるのも18歳。親の承諾なしにクレジットの契約も、アパートの賃貸借契約もできてしまいます。政治にも、経済にも主権者として参加し、一人前の大人として扱われます。でも、そのことは、自らの選択に責任を持たなければならないことを意味します。

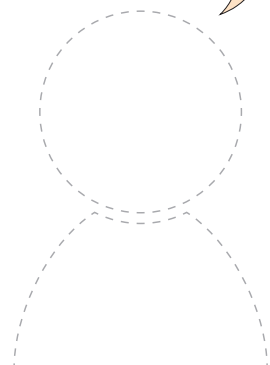
考えてみてください。いま、世界では9人に1人が飢餓で苦しんでいます。生活のために働き、学校に行けない子どもたちも1億5200万人もいます。私たちの便利な生活と引き換えに、大量のプラスチック廃棄、温暖化による異常気象など解決困難な課題は山積しています。これからの社会をつくるのはきみたちです。日々の商品の選択や、消費行動の見直しで世の中を変えていくことができることを忘れてはなりません。

● 大人になる自分へのメッセージ

学習を終えた今、高校を卒業し、大人になった自分にどんな言葉をかけたいですか。下にメッセージを書いてみましょう。

大人になった自分を想像して描いてみよう

大人になった自分へ



学び続けよう…

IT化、グローバル化、ボーダレス化といった社会情勢の急速な変化により、契約の在り方や製品事故、悪質商法なども、日々、変化してくることが予想されています。一方で、経済社会の生み出す環境破壊や格差といった諸問題についても、一人ひとりが考えていかなければなりません。

こうした社会の変化に対応するため、このワークブックでの学習が終わっても、私たちは消費者として生涯、学び続ける必要があります。消費生活センターや神奈川県ホームページ、Twitterなどで、最新の情報を得るように心掛けましょう。



相談受付

消費生活
センターに
相談しよう!

困ったときには…

商品(物やサービス)を買ったとき、「何かおかしいな?」と思ったら遠慮なく相談しましょう。必要なときには、消費生活センターが事業者と消費者の間に入ってトラブル解決のお手伝いをすることもあります。

困ったら一人で抱え込まないで地元の消費生活センターへ!



かながわ中央消費生活センター
☎ 045 - 311 - 0999

平日: 9時30分~17時
土: 9時30分~16時30分



若者専用メール相談フォーム

